

山梨県公報

号外第四号

平成十七年

二月十三日

日 曜 日

目 次

- 告示 市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示
- 告示 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示
- 告示 字の区域設定

告 示

山梨県告示第五十五号

平成十七年二月十三日に北都留郡上野原町及び南都留郡秋山村を廃し、その区域をもつて上野原市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、北都留郡及び南都留郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十七年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

北都留郡 一、九五〇人
南都留郡 四六、〇九七人

山梨県告示第五十六号

平成十七年二月十三日に北都留郡上野原町及び南都留郡秋山村を廃し、その区域をもつて上野原市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、上野

原市長職務執行者から次のとおり新たに字を画する旨の届出があった。
平成十七年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

大 字	小 字
秋山	探路、藤ノ田、片畑、穴路、イヤナ、奈良山、大タミ、ブチ沢、漆原、蟹久保、西棚ノ入、東棚ノ入、中嶋、浜沢、鷺尾沢、浜沢向、下大曾根、上大曾根、丹保向、日影、滝沢、中野原、原居海戸、高金、原向、癒田、川向、鳥屋、小塚原、土蔵沢、歌久保、下尾崎、尾崎入、上尾崎、天神平、高根沢、桐久保、大曲、下ノ段、柳所、金久保、内久根、十王堂入、砂尻、祭神戸、土蔵指、板崎居海戸、戸津沢、柿木平、河原畑、光満坊、大ノ入屋敷向、大ノ入、萱ノ沢、大ノ入屋敷、高見沢、漆原、遠所横吹、遠所、石打場、栗谷宮海戸、大地向、嵯峨沢、大久保沢、後久保、鏡沢、大地海戸、尾広沢、山神戸、栗谷向、馬久保、遠所向、栗谷、小裾辺、海川原、南仏、日向海戸、中野、竹ノ沢、荒井、前棚、日向原、日蔭、後向、日懸、西久保、又タバ、吉ヶ入、マカキ、北金波美、又野原、日蔭葉ノ木、降谷沢、向川原、大平、神野、長石、逸越、月夜野、神戸、中段、降谷ヶ野、古谷沢入、石原、鷺ヶ久保、小和田海戸、増曾海戸、竹ノ花、小和田原、正山、細久保、中丸、東海戸、古福志居海戸、前海戸、阿夫利、降渡、古口、見耕、漆久保、田道志、李沢、蜂起平、音狩、林、桜井下平、桜井安良井、神場指、飯塚、中野畑、松葉、宮ノ上、中原、御崎、西畑ヶ、向坂、鬼石、玉屋敷、川平、初金、井戸入、金山、奥山、水沢、八ツ倉、日影田、大門、大萩野、小萩野、土橋、正沢、久保、富岡下原、海戸、夏土和田、神有主、暮ヶ沢、犬橋、明ヶ、明ヶ入、石畑、後沢、後田、西原、瀬戸原、一古沢、蜂久保、大平、安寺沢海戸、六海戸、上ノ山、高橋、金波美、森道志、

女土、佐平、巖道場、桜沢、女土向、関元、押出川原、日陰六海戸、東薄久保、綱子沢、西薄久保

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番